

III. 具体的内容

1. 法律制定の目的

商店街を支援することにより、中小の小売商業者やサービス業者を振興するとともに、地域住民の生活利便の向上や住民間の交流に役立つ活動を活発化させることを促し、地域のコミュニティの担い手としての役割を強める。

このため、本法を制定し、ソフト事業等の商店街活動への支援の強化、空き店舗対策の強化、人材育成の支援など、全国的な見地から総合的な商店街支援措置を講じる。

2. 法律の概要

(1) 基本方針の策定

経済産業大臣が、商店街活性化事業の促進の意義や基本的な方向等を示した方針を策定する。

商店街活性化事業：商店街への来街者を増加させ中小商業・サービス業者の顧客増加や事業拡大を図るために、商店街振興組合や事業協同組合等が地域住民のために行う事業活動。

(2) 商店街活性化事業計画の作成及び支援制度の創設

経済産業大臣が、都道府県及び市町村に意見を聴いた上で商店街活性化事業に関する計画を認定。認定を受けた商店街振興組合等やその構成員である商店主などが行う商店街活性化事業に対し、次の支援措置を講ずる。

①認定事業に対する補助金の補助率を1/2から2/3に引き上げる。

（中小企業活力向上補助金：予算額《20年度30億円》→《21年度42億円》）

②認定事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対して、1500万円を上限に譲渡所得の特別控除を行う。

③小規模企業等設備導入資金等助成法の特例により、認定事業を行う小規模企業者（商業・サービス業：従業員5人以下）に対し、設備資金貸付（無利子）の貸付割合の引き上げ（1/2以内→2/3以内）を行う。

【参考】商店街の導入設備例→鮮魚用ショーケース、飲食店向け厨房機器

④中小企業信用保険法の特例により、保険限度額の拡大（2倍・別枠）、てん補率の引上げ（70%→80%）、保険料率の引下げ（3%以内→2%以内）を行う。

(3) 商店街活性化支援事業計画の作成及び支援制度の創設

一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動（NPO）法人で、議決権、財産価額等の1/2以上を中小企業者が有している者が作成した商店街活性化を支援する事業に関する計画を、経済産業大臣が認定。この認定を受けた一般社団法人等を中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する。

商店街活性化支援事業とは、商店街振興組合等に対する商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う当該商店街振興組合等の組合員若しくは所属員に対する研修、商店街活性化事業を行う者の求めに応じて行う当該商店街活性化事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業。

(4) (独) 中小企業基盤整備機構の高度化融資制度の拡充

市町村（特別区を含む。）が、認定事業者に対して認定事業の実施に必要な資金を無利子貸付けする場合に、（独）中小企業基盤整備機構が当該市町村に対してその貸付資金の一部（80%まで）を貸付できるようになる。

【参考】対象となる事業例：空き地を利用したイベント広場を整備する費用空き店舗を取得して高齢者交流センターを設置する費用など

(5) 人材育成

商店街の人材育成を国の責務と規定し、全国商店街振興組合連合会、全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会が共同して設立の「株式会社全国商店街支援センター」が行う人材育成、ノウハウ提供等の事業を支援します。